獨志書記

内閣文庫

和書	類	一九〇一六	號	五	冊	二二	函	一四	架

内閣文庫

番號	和 19016	
冊數	5 (4)	
函號	212	220

一九〇一六	一七八	八	五
號	函	架	冊

国立公文書館
National Archives of Japan

獨忘書乾巻四

日本政府圖書

浅草文庫

頼襄子成 著

東京廉ヶ日東西ヶ青平濤大洋海莫惟人
ヲ林泊ムこの宿ヲ泊トシテ日秋出ヲ武内
大尼浦嶋南山ヲ日蒲萄ヲ市桑仙人ヲトキ世
ヲ昨ヶ日京廉秋邦ハ仙術生毛の浮ル人
と出ル是遠ル事を知ルやと予疑て云く
ラく徐仙ハ死の事ヲ深く溺ル者を形キハ

我邦乃彼ノ儒道ニ於テハ
清ト人ヲ異ニスルハ之カ如シ而シテ小生乃妄説
世ニ学ムヲ法ハ仏ヲ悟ル悟ルヲ
益ヲ儒者トシテ博識博学ノ者ノ書ヲ多ク中ニ
敷衍ノ方ヲ以テ字ヲ学ブシテ児女ニ説ク清ヲ
安ク其分程ヲ指ス皆仏ノ高ク世ニ後世ニ長ク
行ルヒ和尚ノ主宰カ多ク清乃康熙廟
正ノ習ノ人ニ右夫ヲ去ル博識ノ学ヲ去
ルテ主ヲ高ク学ヲ伝ル若シ仏ノ若シ去
程ク教ヲ世俗ノ益ヲ事ヲ忠言ノ代

を見を自有ル繁ル
四書ヲ文ヲ百二十篇ヲ後ル敷部
ヲテ世ニ学ブ之ノ機ヲ中ニ和州ヲ去
も遠ク世人ノ学ヲ去ハ多ク特為シテ浸ル
見ヲ知ル英雄ノ書ル名ノ伝ヲ去ル
後世ニ伝ル者中ニ偏ノ人ノ
彼所ニ出ル書ハ足ル深ク値ヲテ
陳ル法ハ如ク之ヲ形ヲ軽ク其ノ年
行ルヲ以テ上ル明日今ノ書生迷ル学ヲ
如ク学ヲ清法ヲ日ヲ以テ代ル四ヒ学ル

の多く実字の用多き嘆歎し

○我邦の霸業の盛なりしは長谷川の將といへども
多くは書をよまざるゆえ早く家業へ引
後世の笑を残し害せらるゝ事を
嘆く事一のみにて歌を麿んとせし少や
明智丹州を平田氏の時押り利欲きよりと
ゆか女と人質として終に敵と敵き数し敵の
女と害を顧さるゆえの者り其通をいはへその
軍功を称し者り人を知らざるゆえとして
横死するとする事と見るもいと甲斐なき

○寛永の頃長崎代官仕いたしの吳服海の西
海上に於て大船仕舵の取毛無これと極し
こと盜賊せんとしあるを極してあれ
海上に足らずして長崎代官より濱田伊集
院殿を頼たる濱田は長崎町人を
数年知る海底せしかり依て業間を
頼くかの地に四人を留して深密とまり
大將セラるゝ海潮世人事を那よて言あを捕て
城中に四人大將出と云西吳服の頃出来の列

信濃信州にて慶安年間の頃
用意しなる郎と大勢にて
打捕て押回し大の男四人を縛て殺さんと
度回り来り来る者郎と足を押へて働さるる
折しも城中の法度を殺さんと度回
事度々なりしこと高声にて村人を殺さんと
呼ぶ声海水に村人殺さんと殺さんと
大勢の生捕にあらず所為にて意すとなりてひとぬき
大勢のものに命られ大勢も共に忘れ
者共の人々法度と制しなる法度を殺さ

事を出て城中静に大勢海辺の方を附
自後四方の面を呼ぶ事無屋敷を抜て
喜ぶと人質を出しもれい度回見事足を抜て
海辺の方へ逃いよいよ共衆を附し縄を抜して
逃るゆくたの人質を海せりの時いお毛八平戸へ
入津の習ひにて毛足すり果て高く畏る度回
見事ハ後り　この方にて扶けて三る婦を文武士
扶けしこの中長崎の家氏の法
○或人の曰長崎の来烈婦せりと題して清
朝にて悪逆なる宿人を人の妻にて人を殺

其まを盗織物りと云実の誤り沈免害し者る
りし妻情りり故偽て妻と称り情を要る
中の誤り河と云ふ官人を沈殺せし免害て
その家と抜出前と夫の莫りしを向て捕もこれ
死し居る事を怪し捧りて定情の者人の
きを偽り作へし事聞りし右の人の序行り
此事実なるべし中と論ず帝も此書を見給り
全く石甚所十二巻無女織雛と題せし小
説と同一定と云ふ人の偽り作し
帝事の暗り符合せるものか

○寛刻神変録り神邦の僧長と云ふ者の我和
泉の国の家り住る癩病の法かるい官の法
を修しり古貴のいまく殺明せる如形りと見
嘆して神変録と書り附帰して捧りて行り
如く遠近是を慶ち〳〵使し名家好れ茶盃
きりの今世り伝る事惜むべし玉烟堂
と云作者り四年写の書形りし通句音を
薩嗣宗と云者り世して彫刻し唐土の俗の
人まを写のりごとく形りて意殺せり世まと
いふ不破飛去の写る況是形りと行年人林よ

考ふ於り去年安永八己亥秋後出藉の中にも知
ふ足三来叢話出といふ郭出の中にも書叢乃按中
せし処の古文義銭をかく於りし見甲市にも記すの
書と云とて思しも浪華り名高き擬古家の伊
集の由緒り於り王壽の介叢談要し唐土にも
施しけりや山脇氏の按中せし如別を足み
求て人始るよしや

○田海鹹の照胡崇事り玉虎のこと日本乃使者
西瀬り出て伊ま呂如るりと昔年芳貝沈潮宗
新蔵人男を如激ひ日も浸瀬上之画工還欠著

工夫といふ侍と出せり此侍の名は昔年西潮乃
徳京とのし人省世りしもやかる徳京乃抛は
画風しつまり借て世る画そふを於るべし夫も
記しけり月ころの京地を志りしれは中に絶
脈も工夫皆ほりして画手深せぬ徳京於りとふかく
賞味せし於り飄頭陀侍といふ清人の作する
書にも此侍を乃せし西瀬館夢写跋評者と
於りしといへとも其此侍のみ於りし徳晶於りや
賞美せり情しくは此君の名侍とは思ふすみ山
使僧乃作ありづしおし於ゝ弟於るり卿於人夫

金子伊豆保を作る如き図の作り様の
手柄好しと称賞す南海に常に面白し
中頃より曹子佳の明詩選より東乃倍天洋
の詩十二首撰んで樣々と称し二人共神邦の
名を知らず事好き人漢詩を嫌
無情に撰古今類聚する者多中にも東
征天使詩好しと沢清溪見水中山抜処可観
山外山不得と詩の絵まで東釈梵峰の白
好しと清磬月高と称す事体雲乃の弁選
如何と不知出来り

懐風藻大津皇子刑せられ葬時の詩の中に金
烏臨西舍鼓声催絳命応須落泉下
向日花須早共知と詩を好み怜藻文を属せ
ると称し敏達を企てし中にも元る事
能くし晴れ太宰侍選の明要雑紀を引て曰
大和盆地とは山のと称し隆一隻字任来ること
なく敏と得たり孫共字仲彬とは山の盆地
なんで面白詩と称し事も多く数されなる
徳帝詩の中に鼠敵之声とは西皆文神。英名永安寺。
金子夜宿雅。永詩之情惻絶望乃詩

和仏に生まれ乃至世の事一条為元年に慶の嗣重
三年に為朝に献撰嫁に捷に孫貢に乃至
信武二十年に至て嗣重三年に為朝事七百
余年明人愛し徳川廉を崇び
消襲せし事に偶合くの如く移るものいと安
潔沙の潮亭海軍に出るせり
○平家和漢に枝を清盛の尾張を領する
に陸に生れ出る家に繁出る桂川
頼朝の業に河を渡り頼朝に
世に出る和漢に唐土に京と云ふ

妻朝臣と云る尾張に対嘉雅治元年序
傳秋屋付と作し事に寺屋伊に見へ
和漢人情の如き事如此
○林和靖の家に極を多く極に悪に一生る小
盆に小人多く名高に見て孤山に
つ上に林叔に撰遺洋人着不迎不送惣林廟
祝に事を西湖に住に生涯の梅小
年経命和尚に命して書せる制蒙の
林の文に云ふ風流なる人に和靖は詩人
年経に雪に和漢の遠い所あと共に老せるも

人の除きよりなしかの一般中

○遠江沢崎乃お伊沢貞と云ハ十年余
とたまりて東中陸隠業活り濱備徳昌ハ
俗情を洗ひ命知り時伊金藤を烟物百文
渡し後ゆくゆくの九十四文八十四文
七十四文七十八文なる筆しかきまる事甚し
又百十文を引て百文せる解りハ文八十七七
七文 八十六 八十八 文文 三十三 三十
二十文を引て百文せる時も五十三中皆
時勢の極ふしもるれ引ふ引世ふ彼代

そもそも此邦ハ国ハ人ハ
○明和年中の事ハ此中頃の人一人乃跡を
ものを柳と云ふ容貌美麗ハてんまく
ものをくれ和ものも公ハ家多き所ハ合
書ハる半人のものへ三度ものくり出し評多の金を
降ハ多の煙ハの代ハ世人ハ文嬢を傳ひて来ハ
ものくりハ病を降ハ藤中ハて非人ハ文ハ
悲嘆ハて迷ハ事ハ歴ハ者ハ所ハ友ハハて非ハ
然の中ハ少ハ廣ハ手方ハ所ハ人ハ中ハ
事れハ昭ハ所ハ

いつ[illegible]も物りの北岳の左後のそばとて
行ものくらんとまつみて[illegible]
[illegible]

○僧横川帝の勅を受して義士の号を題する
詩行の長句をもつて秋白雪清水山平渭
らく清水の二字を和俗の用る処にして擬ぶべ
博達の望いなり仰合[illegible]
ふ自由なる事と第一事久しかるふと
風流をもみして深信信ふ自平福至清水

望而者をもいふ也い社擬ふ[illegible]
中して漫ふ生涯をそらい清水と慚愧して
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

絶して口絶す風流月色こる朝く蒸山雪亭雲と
白石の軍評して曰はく白石の方り俗形といく其情
らくふ影こそ肩りと南海口足播磨の時京と
のくと新写の法形りと交りて松ゝ御帰洛く
りして足利とのたまず足と茶清りこ茶清曰
足利院尊氏月の絵と深きるの白りこと実り
法家のそもこ法形りと貴見りる何りこと
後東海の天下り東ゝきその力の敵棟ゝる難ふ
あ義一日百こを徳して藤絵燈燈一白の義曰
きかとも濃こ及ぶ事と深ぐ事しや

○画家専ら福寿海禅の筆とくるものと同き
きもその来由恒形上帝身の乃手閑き
こ人所その事り形りいふより福禄寿ハ上帝之
とふ伝あるとしいまく寓形こ多り法品のき
ちく何系その家義ふるしこハ朝庭の府庭
より出ゝ正徳年中天台の庭こ生るるしか
伴ゝ寿星の写形るものと為る宋の仁宗の時
こ生ん明こ画せるすして部寵の法行こ長文り
曰茶伝八年九月京師有之人遊こて市以
英和所従来頗艶古怪不異常軒鉄曰

等未嘗見之辭於人士矣以相與密謀如傳克
者潛圖其狀後迎侍達於帝門見賜酒茶飲
及七年時司天監奏客星臨帝座急矣道人
所主行宗旨嘗久居世之所學專國家
其術不過術龜探蓍清粥茶鮮麗
而已然專學之其果何始帝我仁廟時天下
無事而不春宜乎專學逢戲人習相見于
帝意其必有以感召而然也珍宝是器與民同
專此真帝意也時治平甲辰孟春鄭侯之所
形容之學一去之出世了足也又福源寺の樓と

此寺と共の福源寺とそるも不好ふ情見家乃
判行と体のくかる事と考るも宋中の一適之
北み

○鄭芝龍い唐古宗朋の人好り明の万曆の末器へ
ふ行るの亦平戸子住し平戸一官と称し所の
如と久住りてそのとき也名と芝弱と事民芝龍
為遠也武勇りして武功おふ民也天啓の始
都行とのもりて芝龍と天啓ふ住し平虜伯
呂一亦南安伯其他如将軍其称ものもし
鄭連芝弱之人呂定後ふ成る鄭ふ書も

又大夫人を対せる明と清と戦いの時鄭は清系
[illegible]書いは自害[illegible]
[illegible]と浮行す其弱は盛衰共[illegible]して終に後
宋瀋の列を堅く保ちて明廟の所為難難と
おもへ海加をのりてもの[illegible]る明の帝より
朱氏をのるゆつて[illegible]性命をうふ足好鄭ら
其始いまるに[illegible]ずといつるも事は明を送る
[illegible]に其所須明編年車来定[illegible]字編
國雄畧おりもんく[illegible]
○天帝天皇秋の田の法制は民を保く嬉しのの

仁恵の徳これ[illegible]
事迹[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

秋田曉露

呼音 秋 阿丸 田 信 秋 英波 衣遍集 露 某田

隠侯 阿[illegible]郡信[illegible]郡[illegible]屋郡[illegible]

麻和阿頼迷 英掩過 本頼尼 京油
尼奴罵須々

秋田 正音 郡 助沼 豊後郡 水稲 一反郡 合

麻和 益美 阿頼迷 稲藁 我衣 悪音

頼澤 露奴罵須々

○功意 秋田収稲 結合 着守 蓋 蔦 稀 疎 枝

衣混 遠 く 色 し ら と 胃 阿 麗

長 外 す も 和 み と よ く 生 る ま の い ま と く

も解し混てもあり出さん

○清乃大徳い源氏物語の系統の中に清和天皇の
清の字をとり用ひて清と名付奉りしと云事世
に伝へ申候る歌傷の特徴と称せられ人口に膾
ぶし出如申候事に和や弱御不関書集成の
序に此事出候るよしと世及ひしと言ふる
に原文二人も此学する好事家五戸小家所収
候る長歌と云ふ事見へ
さればそなくい云説ありしと歌八列帝の

法親王として書六編りゝらのち五典日録し
部を六年有余りゝ速巻数を筆録と記りゝ雍
正七年ゝゝ刊ゝ行ゝ家ゝ宝保八年ゝゝ南ゝ
古ゝ数ゝ録ゝ唐ゝ人ゝ書ゝ録ゝ海ゝ世ゝ陽ゝ
ゝ全部を見る人ゝまれなるゝし或のいとく
清組清和ゝゝ刊ゝ行ゝ清盤とゝ日のり
出ゝ行ゝ書ゝ録ゝ
○南紀年号ゝ五好古佛の頼朝ゝ唐ゝ
五中ゝ人ゝ清人の嘉せる唐書新志ゝ天
下七ゝ国を出ゝ行ゝ唐ゝ大ゝ事ゝ

城中ゝ楽能海ゝ出ゝ洲ゝ湾ゝ人ゝ殺ゝ年ゝ
海ゝ安ゝ面ゝ多ゝ日ゝ指一抱ゝ行ゝ多ゝ妻ゝ
石ゝ蓋ゝ沿ゝ路ゝ十ゝ三ゝ唐ゝ大ゝ船ゝ
もゝ小ゝ沖ゝ事ゝ
船ゝ小ゝ船ゝ海和の港ゝ沖ゝ
洲人の ゝ船ゝ
燈ゝ唐ゝ造ゝ日ゝ毎ゝ八十二年ゝ
成ゝ船ゝ清ゝ国ゝ
好ゝ人ゝ
大佛ゝ

○同書ニ英履荘と云ふものの事を記せる例
今の清朝乃人にして初めてアドック書を
ふみ数形にして能所に偏に七八寸の沈香を
五氏の口腹を取集めて一寸ばかりなる
人形を彫り業上に立て動して用ふ
よく行きて人なる者に能しみ沈香にて年
長さ五寸ばかり細工まして立て家形
小車を彫る一人を乗せ後ごし振挽を形に作
さて内に行ひ八十里を走る而して物を
作るつの側に於く人乗れば機ひて強き小

形に於く鶴を忽ち叫て声物を動して
事形に成りて為を作りこの中に於ふ
於ては為時する事を生ずる表に少を
作る小と中に入れ上に立て空糸
乃ち三寸ばかり穴を開きて
空に糸を作る事能く無
注しかたし人を出して糸を作る
清行る形に成ると雖も英人の工夫も
師傳なるにも拘しこの春月に来りて
新に英国の形に抽出原元の作田

毛口形るものの如く人と行違ひても足下同し
ものゝ如し清水まゝ茅の遠りし家の大路を
行く中下原恵焼こゝ下の足行き手一
あ年まゝ信元形るなく人の俳下てを行り
彩下茅り出せし あ形るまゝ焼二ツ木燕て
ゆとゝ同じ常の焼下ゝ同るとゝ家ゝして
下年下ゝ同りて恵をゝ人あるゝと同しく人あるゝ歌
花動をるとゝ人るゝ下成下恵の花動をるゝ
高ゝ無行るゝ歩み恵家の俳下も形るゝし出名
原恵焼をゝ茅り茅り焼ゝ行ゝ行ゝ又焼下

共形の府合してあい別形るか行して博識家下
弱人とゝを弱をるのみ

○当玉東田多村下中村俳恵とゝ人行り屑
も四下ゝ家形りゝ行ゝ本田ゝ吉とゝ殺人也
筆経西寅と業ゝ行屋号を用俳とゝ俳恵ゝ
ゝ行りて下も下業と行ゝ事和ゝ下ゝ行ゝ行
下長焼下性東ゝ下あい三吉羽市の義経を
河内廣徳寺下寄附せんとゝ行る志願下
原恵ゝ此事を形んと長焼下て清人と俳ゝこと
を調べゝ下ゝ立の事玉林ゝ下背ゝ事也

行ふと制して是を拒むに源左衛門のごとき者
如何達世人を欺くに人を欺くし者を顧
毎之免許を願いしかば終に願いも成て有用
人命を助終に終に義を行ひ
長崎まで長崎に帰り海上船に乗
浦賀に着て江戸へ出んとす毎夜の日こと思
矣の不為好う毎中の老人彼に人を使ひ
毎終に後るべしと毎中の人に教へ
毎に言意をるの事に源左衛日矣と
老に日神仏を拝と毎中の人を助く通しに

使を取出し友人の好くて一度の快を思ひ長
崎の四郎の美に成を源左衛門に
渡しいろいろ小中へ義入れ新く浪尾ごまう
市と八郎の人婦に種生に成を地を出
て不り喪を発るとき帰り明信の報浮作
猶を乗して引寄を新に寄て海に沉時
天如元年癸丑月六日新に成
八年に年にして長永年甲午に行友
東に田村に婦に成を解を信果婦を作て
利に生後徳を求世に老む源左衛門

閑音寺と云寺とも建立したりとて土陽新聞
中小田氏中村氏とも二人ともあ家繁昌して
お屋しきとも伺ふに足る論せざる人乃
あるとして他人の為に高き家を建るい者ども
ちやうれいとかりとい家を拵れとも論せず
されば仁者にあらずして
○亀山本小椋村の城を降伏る者行方不分
中陸にて代官に百姓の樹本を抜むる
者に生長して亦元徳寺と世しかい者
主殺を行ふ朝鮮に連行ふ新
こゝ海まで豊国乃机の樹をとく人足を伐
本
家とゝ乃形者ま孫山本に多く椋本ま
徒者数形ゆゝ花樹を如ゝいぶすく
○樹ハ戸数繁り三百ものの地名とも庶民
一繁盛の名目方ゆゝ書ゝ伊世る中り
玉花百年集り樹々七月十日の愛岩出と
光岩を乗る事乃世訳して家の服を
乗ゆ乃事と伝世り西京周防村交ゆ松て
天七碑ゆゝ
伊勢の大焼竈

とらへ夜句ありし人〳〵出席して此所に化縁として
皆山下り人々集り拜をなすとていとも平附
不去歩まうり八月九之日ききさ氏神の祭礼あり
神輿使者をめくり稚児姫かうして数多の燈籠
折しも折しく盛りしも鮮かりし玉たり輝きて似
所よりは焼出のことくにて見へつゝ知らぬ人は驚きき
時りてとせより拜集の者沸ふ給緋として此節に
維盛より時りて多くて京浪花からの祭礼にり
讓り此一国師兄へと帰せる中く大きり一を里を出せり
茶年は此日よ撲返りしてや橋師拜にり舞年

八月九日相撲ありと記せり吉備凡ての中ハ毎に
相撲之九日社内にして相撲ありし氏神ハ千所天皇
にして歸のあらまし往昔久安六年頼西ハ為源
為朝公遠は京より下る時此地に来り宝宿所の庭に道し
吉備津といふ所にして当国中に奇貌乃神
をまつる吉備の旧跡久しく此地の守護神として
社壇を設多くの化より有りしに一旦ミたびの災に
より社壇一所焼亡と成り大津に遷して今
海に出しける海には祭礼の深きし見ゆよし
不ま申しますほんの為朝信仰の親しき地也

日かぬるり年ふる杉の下にて黄牛の膝をいれた
ねきしたるさる像を取出し法壇に安置し縁記
に伴ひて又剣伝りてそのかみ為朝の命にまかせて
帝ホ栖谷二帝剣剣といふものを取て海にて
野に見あるらの伝りあ別るゆへにそのみ孫
代々伝へりしとて其府為義か妹を始り
一年々より別に樹をり止し為朝の娘を討はた
其人足を感して其地に擁をと立る刹今
在せる鏡像へ又為朝と錦をとむかし於てり伝へ
むかしまかりし内裏上派してり此地にりして為朝の

年をへにける名号を白山権現とあかめその上宮に
まつりしかハ当の霊をあかめ給ひし像を
上宮擁護と申して宮あるなる古人又白山権現を移し
祀りは白山大明神と号す今其名を換て
八幡大明神と号す当社伊弉冊の尊白山にして東に
行給ひて淡路をまもり給へる形なり今伊弉冊か命
別に霊を移せるハ大日にて熊野権現の御社なり
擁護群集にて上宮権現と神体の御像を祀し
此白山を八幡と名付るよしと記せるハ非なり
伊弉冊の一名をハ五字とふをとめへ白山の権現ハ

沈田の事と記せるも深く彼の伊丹伊代の長俗
として細川家世子の一味として廣く知られし
彼の伊丹の小字月照寺の隅とする所
掃部頭殿の隠居所にて月照寺と
同じく記せるも月照寺は
荒木田氏なりとかの年の隅にて荒木田の宗長
長清の子孫小川氏の嫌る如き伊丹の小
沈田のかつて人皇の清水とする所足
もつて巨勢金吾の形像を置き写さん
とす 嗚呼 懐し

掃部頭殿に金吾の事り此水を思ひ出し
と記せり

三世言

大乙生殺天御の寄る所者とて祈祷奉仕乃
沈形ありまれば古代の國家の盛衰興廢人事乃
寄る所なれば天皇天子天命下形りて天子の
足下傳たりて所りして天子の友行て
盛衰寄る人事の貴とあひの吾妻と興廢家
時の器とて命しぬやの縁として主理明ら
形沈其力有あり吾形くして其天命のいまく

仏法は異なれども天と称む所は仏教なりと
因果とは宿世の善因なりと善果を招恩因
なりと悪果を得ると三世因果の法あるなり
主理明らかにして天と称むる事は主邪神の
所なりと天帝あるべきことのごとく別に天帝神
なるものとは事なり中は神王や人間海
国土山海草木禽獣衆生等まで悉く
皆天帝中まるべき所なるべし
古典儒教は天帝中まるべきものと
は天帝中まるべと儒教は天帝は天帝生化とは仏教

ゆえに法華経は遍邪仏とは三教各に
いつも理に同じく一形なり物形邪の時は国常之
なる儒教は盛古仏教なり全儒教とは法なり
天帝七代は儒の之宗帝仏の開宗七仏形
法なり天照日の仏神儒の教義仏教
なるはずして神儒仏の三教の別業形なり
されば神道は不徳なるより四事仏法なり
なり仏教と神道を法法仏教の儒は孔子
大師一仏は孔子は三教を兼ねて
なり孔子は大儒師と称し法宗の儒師なるや

三世之諸仏出世の本懐ハ一期ときハめなし給ひと
三ッの事一向にあり又過ハ生死事大と申され
あるひハ未知生焉知死と書きたまへり其の論
争ひハ如何ましく愚人の迷ひ思ひ生しまする
ものハ父死之生死の理明らかに知らせんとすれとも
明らかなり知らさるが故つゐに死を畏るゝ事甚し
人ハ菩提の為にあり今爾を回し死を畏れ
命を惜しむハ深ましき事なり何とてや生
死をしるハ只一としてもしらさり知るや否
一三世一日と云ふ事よくしれハ観しかた之世に

達すへし三世と云ハ昨日ありし昨夜を過去と称するハ過去
世にあり死してある所の今朝卯刻よりさむるハ現世なり
生れ出るあり卯の刻より申の年老衰して死する
ハ一日を一生と定むれハ今を称する所の胎時まてを胎
ハ中道とも中陰とも云明日をハ称して未来へ生れ
ハ何る所の昨日の因業によりて今日の果報あり今
日の因業によりて明日の果報ありけり三世しまさし
如此何の死を畏る事かあらん但今世に善因と
ありして未来に善果を得ん事を称かゝ願ふし
悪因となして悪果を得る事なかれ如此人の深き所が

之世生死ハ明らかに知ることなく愛著ハ
煩悩に生れ悪人ハ地獄に堕ると釈迦
方便の法と律儀とを説き給ふ
形り見たる世の始中終なる未生を未だ行ず
知んと欲する方便の法と律儀とを説き給ふ
知たる世界の始中終形り見たる事を
陸地に生れたる人が蓮の一句
恵じて教と法と儀と事に応ず
世間果報しと決定さるべき人を教ふ

寺に之世間果報をふるまひ給ふ
仏者のとく所又法の作者の記しにる物を
聞ども事ハ事実中事解して皆実とも思ひ
ゆくに事が四しく人ゆせしめの者一こと
記し生死間果之世言の説とる乃み

時世粧

えハ明の音して明ハ清の音好り行の如く清も
又昔を好る時ハ清セイトヨムベシ清ハ是漢音ツイニナリ
文字たこツル音ナル百世とくそし物無るべし好ると
孔子の説ハあれとも今日まで多の書をえ

ぞくの変せし事一事も記し申す事も
なしかたく武内宿禰の大学御学問
事も申すく大学様は天竺の仏系せしこはたも
申し儒仏二教の大師さく付迦は申す申す
そして申ます小なる事申かし一筆一度強し
い申すくても　なお示い之石年以来たぶ長い学
百年ノ未だ志ノ不学ノ面戸申すく天文迦は本願
寺記申し二百年余の事申す寛文の比い出る
寺録ノ出ぬし百性の家ノ宿しの事
あく申すり其教小村の所行るものの法師の写ノ出て

経教制相ノ立りてもノ居る事が一族居るもの
を仮を軸を作る申すみ家中の面を其教のさぶ小
赤保ノ常ノ大小常ノ法持ノ法ノ明あ小
出金作る事申すし事寛文変宝の二年迦は
御堂脇元結申すし町人細中ノ繁多入
一ツ結一教ノ立て無教相て相ノ小月蜜燈申
で記世紙掛ノ立てノ相ノ立ノ都家
出しの中る百性小結ノ立て相ノ立ノ法小縁細
を用い作る申すし細ノ立て相る事ノ小堂上方の
法ノ立ノ僕ノ百年傳の写ノ脇元結ノ免

拾くの面出来り数年ゝ過ぎ
汐来るも稲らきの二る歟米節いまの石逆水
車の磨田寄盤の寄えを少の開ゝ田の小鉄絶えを人
の赤打田新戸あの撰居きを面河の切り小袖乃
稲ゝ事小拾の撰ゝ事第えを美のぬき荒小芝荒の
野石昌寄拾面の赤戸ゝ時ぼうらんゝ女の製造
書外ゝ又彩ゝ出つき拾あゝ別して月ゝを
面の日ゝ雪ゝ面ゝ拾ゝ荒ゝ立ゝ拾ゝいゝゝ
ゝ年とゝ出ゝ書ゝ住の出ゝ喰田
金の寄の拾の出ゝ青天井の花ゝ又面の

家ハ古庄ゝ稲寄ゝ
ゝゝハ寄事とゝ出ゝの出ゝ拾の住ゝ
年ハ庄面ゝ一二年ゝ立ゝ拾
拾の汐の事ゝ拾ゝ出ゝ世の立拾四金の寄の
山石拾ゝ拾稲ゝ青ゝ表ゝ大阪面小
晩寄面ハ拾ゝ年ゝ寄拾後ゝ金乃
事ゝ出ゝ乃ゝ拾ゝ面ゝ農作
の寄ゝ出ゝ拾ゝ拾ゝ面ゝ表ゝ
拾ゝ拾ゝ表ゝ表ゝ表ゝ世長拾
拾ゝ表ゝ拾ゝ表ゝ庄屋の中ゝ年ゝ庄屋ゝ

元中復帰の儀に付て中宮せんとせるに
付て京し帰る者宗兵二郎を招みて
餅服形人ども形を乱れば是非なく拒梅を食し
たる事一生天明の大変の後みはたをとて解
に村に帰る者二十余家家中にも
酒小変一張服用ふくそんそび切形ぐ〳〵なる
たるみを形も直りつかりて三十余年の間に変化
せる極めて尝解はのみ形ならや伝ふも皆かくのごと
形らんとて忘しやうにたりし世の中を直すの
儀ハ年くに来ら形り二度言を形用ハ二度

小事に形る事形くたとへば本編一反の代五文年
中に銀六匁形り二度七年をとて実家の次
郎右衛門と形り又七年後宗保にて実家
をれまり又七八年に宗家の者ナるとに儀
形り取戻が初まに成りて信の徳を形たる
御高を参り長こる事のものと用ひて人並しの
世と流れば別にとまる信の例むり豊後
浪毋の時なる人形くに金持たる者強限せしに金
借屋とにすの出来て金に借りしもの好邪の
悪係形らんと刑罰をしに事情軍家潜り見へ

[illegible]れハ伊勢かゝみの清原小氏の家[illegible]天正年
中の清原の清[illegible]て其文[illegible]お[illegible]
[illegible]て極ハ人[illegible]て世[illegible]ハとけ[illegible]て[illegible]時代の人ハ
かしけるとそ[illegible]時の人[illegible]ハ[illegible]
て也[illegible]といるれてし[illegible]
[illegible]る人[illegible]人事人情[illegible]
実[illegible]流[illegible]の[illegible]
[illegible]年の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]月の[illegible]
[illegible]一天晴[illegible]

[illegible]の雨ハ[illegible]の[illegible]

月ハ歳年大雪ハ[illegible]ハ[illegible]ハ池の西とも
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]と[illegible]集の
[illegible]年[illegible]定[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]雨の[illegible]晴[illegible]一日二日[illegible]
[illegible]雨の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]池の[illegible]ハ[illegible]集の[illegible]
[illegible]
[illegible]

某性も新成に性しまうに古歌と云ふ書
をかきあつめ古をとうむうまして中昔より古今を
ならひ宋学と云ふ医より古方を用ひて後世
形しるかなかも万集古体を好む人ありしかも昔の
論後世学問の道さへ変りて市が知を法遠
神学より必要なる之体結婦繍法ハ分新えしの
ゆえ希ふ所なり

幼児写真

長中りいとふ只繁盛なる変り直市ふ古の時代家り
嫁せし師の産まれ毎とまれ子家り移し時
手がふ師のうみ毎ふ育ふ子ハ一産まれ
ちり多ふ産まれ毎ふ七歳迄眼と云ふ毎ふ
毎の数へ多ふしう中年の沢山流行ふ産科を
習ふ産婦ふ産婦ふ産婦ふ産婦ふ産婦ふ
まり服実なる毎ふ一人も多ふハ少ふ二十年乃
当ふ迄化の不病ふ少ふる大変り多ふ

和漢一対

天代の男の方ふ変しなる極和漢ふ同一漢ハ
方ふ小歌ふ中国を犯せしふ遂ふ大元の方ふ
来りて天下の主ふ成宗の帝異ふ世ふ海ふ渡し

亡ひたり和八方より東夷共もく攻さ[illegible]しかば
家ゝ亡し頼朝は東国にて天下を治め給ひ
安徳天王は海に沒みたまひしかども海に
御行ふ事なくして世代もたゆ大体お同じ平家滅亡
宋の亡たるは九年の年後鳥羽帝宗徳宗帝の宣和
三年淮南の宗江と云る盜賊ありたる由去る年
六人行朝の宮ナ郎と云人奴婢となる方將攻亡し
東の梁山泊と樓と云る盜賊の代の事
形し宋に[illegible]ことを七十回の小説に引る後世伸

八十回七十回二十回と形し作り作り作り漢の
第[illegible]而後之出来アハ別の長篇物語を樓と
盜賊の徒を定善の時代の事にして[illegible]の
事[illegible]氏と称し[illegible]
和漢一対の物語をくり[illegible]
西域の宿[illegible]念陝西の梅山と云世の書を[illegible]
妖術をして[illegible]梅花を[illegible]
[illegible]と[illegible]梅の根と[illegible]
歴代[illegible]康熙[illegible]
右尺は康熙[illegible]

しるしありとし異を感じ深くあり霊福皇帝
詔をくだして付属せられ梅山一念加亡して作方
六つあり叔足文章安の遠織が摘民為果の疑ひ
掃出させし良を感じさせしと同じ和漢相似たる
事多し人あり語るにもよく相似たる者多し
ま一二ないつちぐ蓑の局あり小宗蔡附周文王小太伴
魚付赤は首伸あり樣文宮君は宮餘懐あり太公望雄
米案婚皇あり豊臣公居あり二度庇護子諸葛孔明
あり楠正成梁武帝あり聖武天皇一大皇后あり光明謙
天皇宋朱あり親鸞上人宋帝暑あり安徳天皇

宋文天祥あり悪七兵衛景清あり世祖帝あり源頼朝
いかにも和漢一対の人あるとみえたり

今がほしい

何諺に曰人情万端一言以蔽之曰今がほしいは
一言をもて我は早しく侍或は拙しと知らぬ人
なぐし治りて満あり必ず難かる事あられ世の
中にあり人と生れたる者古も今も京も田舎もことに
云くさも賢も愚も貴も賤も皆今がほしい
に止まるあり聞の教をりて足ることを論せん凡夫之
仏法の釈迦阿弥陀をもし見仏は[illegible]

聽りて淨土の莊嚴七寶の第一不金剛の
傳者たる日蓮日宗云る金剛不壞富貴海海日安
女貴足人所欲也故に
云るゝ所を千万と好ゝ如ごしの淨土佛
土に於て佛代ゝ人々多形
忘れ給ふ勿成好き事形あるべ大本第一の寶と
ゆい之種の神象にて天地陰陽四方
たゝ人は世を捨て天地あるべ大なるべしてたゝ
知り人々の天原の主なる人世に出るこの
世に種形あれば天なり之べかるべと大日佛の法勅

一

事佛代沼蓮最中の大事形神秘密
にしかくのごとくなるべ之なりて法華の
なるべを法華と形いとゝ法法の仏なるみ
りて大聖明王の者心なる事をもて
象と示しもといまる大傳先生も水火の責を第
なるべ形るべし古乃賢人
居のといる人々事と苦しみ
書形ゝ人々たり人生
第ゝ中かまる形り法り法は人生を得る事いる形る
ちへを名りても天原果報形べ人生る事

いかなる邪廉幕府対しも冥加を如何力来
仲尼年少合対度人不解青天意空使芳公
半夜愁と実に彼なるの冥加をしていま年の時分
大名なりも彼るこまの所に生涯冥加をしる貢ぐ
仕度なりて差出たる彼りなるさくも彼り況んや
彼なるあるさるるの彼やなるを人い自己の冥加
働きなりて冥加ぶるくるものと思い生涯ひぐま苦み
北に如りても冥加を無くさるい深まるこまり彼り
西隅自然の事彼に手なる人をとるしも智を
以て百万の冥加と御なるい住方人の中に冥

二三人ものみ是皆天命冥報彼りてあるこの冥加
をなるべき彼ふい彼のまに彼まるるなり水くまるべし
神武天皇元年正月元旦の毎分冥加を法みの
如く孫人年寅度八年十月大晦日迄積上たる和
八十八万四千百六十両と彼る彼り百万冥加
の人を持なる者の冥加なるいるいるいるいるいる神代
人の人を持なるもまこまれ皆天命冥報なる
冥加と彼なる者や冥加御所日向なれば
きまるまに彼くなるれい食まる事なるとと御御の
一を実に拾を中に世なるに冥加を彼

家業に油断なく力を尽し冥加と云事を忘れず
後日にあらん為めにと思ひ給へば御年寄にて
生涯を終る足軽人の定にして住居人家
数に居家業を油断なく力を尽すべき
るものい冥加にはまらず因果を忘るべし

内閣文庫

猶忘書完巻四年

国立公文書館
National Archives of Japan